

IEEE 名古屋支部若手奨励賞基準

2026 年 4 月 20 日

第 1 条 IEEE 名古屋支部所属の会員を対象とする若手奨励賞の授与は、この規定により行う。

第 2 条 授与の種類は、IEEE 名古屋支部若手奨励賞（IEEE Nagoya Section Young Researcher Award: 以下、若手奨励賞とよぶ）とする。

第 3 条 若手奨励賞は、過去 3 年間に、以下の項目を一つ以上満たす会員を対象とする。

（ア）IEEE 発行の雑誌 [*]に採録された論文に第 1 著者で発表（採録を含む）。

*:<https://ieeexplore.ieee.org/Xplorehelp/administrators-and-librarians/title-lists>
のサイトの IEEE Xplore All Journals で登録されている journals, transactions, letters, magazines などが対象。

（イ）IEEE 主催の国際会議（symposium, conference：除く workshop）で招待講演。

（ウ）IEEE 主催の国際会議でのチュートリアル講師。

第 4 条 若手奨励賞を授与する資格を有する者は、つぎの条件を満たす者とする。

（ア）35 歳以下。（対象年の 6 月末時点）

（イ）IEEE 会員歴 1 年以上で、申請年度に名古屋支部所属の会員。

（ウ）過去に本若手奨励賞を受けていない者であること。

第 5 条 対象者の申請は、以下の手順で実施する。

（ア）4 月中に、支部は、HP、メールなどで名古屋支部の会員に公示する。

（イ）8 月末までに、自薦・他薦にかかわらず若手奨励賞申請書、2 名の IEEE 会員の推薦状（それぞれ一通）、申請条件の写し、会員証の写しを支部に提出する。

第 6 条 受賞者は若干名とし、その選定においては、名古屋支部の Young Professional、Student Branch のメンバ、会員であることを考慮し、審査委員会の評価を基に役員会・理事会で決定する。

第 7 条 この基準の改正は役員会・理事会によって行われる。

以 上

附則

(1) 第 3 条の過去 3 年間は、第 5 条の日程を考慮して対象年の 6 月末を区切りとする。

(例) 2026 年の対象者は、2023 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの活動が対象となる。

(2) 賞状と副賞を授与する。

(3) この基準は 2022 年の募集より実施する。